

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 〇〇〇〇
被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 〇〇〇〇
被告 国

口頭弁論要旨—原告準備書面(13)

(違憲論—総論)

平成30年5月14日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福崎博孝

(はじめに)

この原告準備書面(13)での原告らの主張は、「新安保法制法の違憲性」特に「その総論」に関するものであり、原告準備書面(3)、同(4)で主張した違憲論を更に深めたもののご理解いただきたいと思います。

ここでは、新安保法制法及びその違憲性の全体像を総論的に概説し、併せて、それが日本国憲法の基本理念である「立憲主義」に違反し、かつ、「民主主義原理」をも破壊するものであることを述べて、「新安保法制法の違憲性」を論証しています。

1. 新安保法制法の「5つの領域」における違憲性の検討について

(1) 新安保法制法は、平成26年7月の閣議決定を法制化したものであり、

自衛隊法をはじめとする「10の法律改正案」と、新規の法律である「国際平和支援法」で成り立っていますが、そこでの違憲性の検討対象は大きく「5つの領域」にしばることができます。すなわち、その「5つの領域」とは、まず第1に、集団的自衛権の行使を含む「存立危機事態への対応」を組み込んだ、事態対処法を中心とする「有事法制関係」であり、第2に、従来の「周辺事態」から新たに位置づけられた「重要影響事態」への「後方支援活動」等であります。また、第3に、新たに設けられた「国際平和共同対処事態」への「協力支援活動」等であり、第4に、PKO協力法改正による「国際平和協力業務の拡大」であって、最後（第5）に、米軍等の武器防護などの「グレーゾーン事態」への対処ということになります。そして、この5つの領域について、それぞれの違憲性が検討されなければならない、ということになるのです。

(2) しかし、わが国政府は、日本国憲法の制定直後から（とりわけ自衛隊発足以降は）、憲法9条の基本原則として、「①集団的自衛権の行使は許されない、②海外派兵は禁止され、海外における武力行使も禁止される、③海外での武力行使を許さないために自衛隊員には自己保存に限定した武器使用しか認められない」ということを、その政府見解として繰り返し確認してきました。これらの解釈は、政府見解として終始一貫しており、歴代の内閣も内閣法制局も、長年にわたって、このことを国会で明らかにしてきたのであり、すでに憲法規範として確立しています。

そして、これら従来の政府見解からすれば、「存立危機事態」の要件が不明確であること、「密接な関係にある他国」という概念が不明確であること、地域的限定がなくなってしまっていること、他国が第三国に「先制攻撃」をした場合であっても自衛隊が他国の戦争に巻き込まれる可能性が高いこと等から、集団的自衛権を行使する自衛隊が「戦力」に当たることになり、憲法違反の存在になってしまうのです。つまり、自衛隊が、「個別的自衛権しか行使し得ず、自己防衛・専守防衛のためだけに武力の行使が認められた（必要最小限度の）実力組織」であったからこそ、わが国政府は、憲法9条2項の「戦力」には当たらないと解釈できていたのであります。自衛隊がそれ以上の存在になれば、当然に「戦力」に当たるといわざるを得なくなるのですから、安倍内閣による新安保法制法の制定は、自衛隊を憲法違反の存在にしてしまう、ということになってしまうわけです。

また、「重要影響事態」という要件が判断基準として不明確であること、自衛隊の活動領

域についての「非戦闘地域」という限定がなくなっていること、支援が許される物品が、弾薬や戦闘機への給油・整備にまで拡大していること等から、外国の軍隊との「武力行使の一体化」の危険性が一段と高まってしまいます。そして、そのことは、「重要影響事態法による他国軍の後方支援」や「国際平和共同対処事態に対する国際平和支援」が憲法に違反することを意味します。さらには、（国連PKO活動に加えて）国連が統括しない有志連合の軍事行動への参加も可能となっていること、被災民などの安全確保業務・駆け付け警護業務が任務として追加されたこと、しかも、武器使用も広範に認められてしまったこと等から、自衛隊が戦闘や戦争に巻き込まれる可能性も現実のものとなってしまいます。そして、そのことによってPKO協力法の違憲性も明白なものといわざるを得なくなっているのです。

2. 立憲主義の蹂躪と法の支配の破壊について

(1) 以上のとおり、新安保法制法の制定と、その前提となる平成26年7月の閣議決定は、憲法9条に明白に違反するのみならず、わが国憲法の「立憲主義の基本理念」にも違反しています。日本国憲法の基本理念である「立憲主義」に反する平成26年7月閣議決定と新安保法制の制定は、憲法規範をないがしろにする悪質な国家行為であるばかりでなく、むしろ「憲法秩序」を破壊するものというべきです。

(2) 言わずもがなのことではありますが、日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」（憲法13条）とし、基本的人権の永久・不可侵性を確認しており（憲法97条）、個人の尊重を確保しようとしています。さらに、憲法の最高法規性を確認し（憲法98条）、公務員に憲法尊重擁護義務を課し（憲法99条）、裁判所に違憲立法審査権を付与している（憲法81条）ことから、日本国憲法が「立憲主義」に立脚していることは明らかです。特に、「憲法99条の義務者から主権者である国民が除外されている点」は、日本国憲法が国民ではなく、政治家・官僚など「国家権力」に対する制限規範であることを明確にしています。

(3) また、立憲主義は「法の支配」とも密接な関係にあります。「法の支配」とは、「専断的な国家権力の支配（人の支配）を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理」であり、「個人の尊重」とともに立憲主義の中核となる概念でもあります。法の支配の内容としては、「①憲法の最高法規性、②権力によって侵されない個人の人権、③法律の公正を要求する適正手続、④権力の恣意的行使をコントロールする裁判所の役割」が特に重要だとされています。そして、このことから明らか

などおり、権力の恣意的な行使により、立憲主義という国家の法秩序の根幹が破壊されようとしているときには、「司法」が裁判手続を通じて立法府や行政府の誤りを正し、そして、立憲主義を回復することを、「法の支配」は当然に予定しているのです。これが「司法」の役割であり責務であり、裁判官に課せられた憲法尊重擁護義務（憲法99条）の内容ということになります。

（4）限界を超えた憲法解釈に基づく新安保法制法は、本来であれば、少なくとも憲法9条を明文改憲をしない限り、制定不可能な法律のはずです。しかし、安倍政権は憲法改正手続（憲法96条）をとることなく、一内閣の閣議決定と法律の制定のみで、日本国憲法に違反する新安保法制法を成立させたのです。政府や国会は、憲法96条の手続を行わずに憲法9条を実質的に改変したことで、国民が憲法改正手続に関わる機会を奪いました。これは、憲法の最高法規性（憲法98条1項）を無視し、解釈変更によって国家権力の拡大を果たしたものであるべきであり、立憲主義に著しく違反する立法行為といえます。

3. 民主主義と適正手続の蹂躪について

憲法改正によって「戦後レジームからの脱却」を目指す安倍内閣は、新安保法制法の制定に至る過程において、民主主義や適正手続を無視する多くの重大な手続違反を犯しましたが、そのうちの重要な幾つかの点を挙げてみます。

まず第1に、安倍総理は、「自分と異なる意見の内閣法制局長官の排除」と「自分と意見を同じくする内閣法制局長官の任命」という恣意的で偏頗な人事を行いました。集団的自衛権は認められないとの解釈に立っていた当時の内閣法制局長官を最高裁判事に転出させ、その一方で、憲法9条の下でも集団的自衛権が認められるという見解を表明していた元フランス大使（外務官僚）を新しい内閣法制局長官に任命するという到底通常では考えられない異例の人事を行い、内閣法制局の見解を無理矢理に変更させてしまったのです。

第2に、日本とアメリカとの間の「新々ガイドライン」が策定された時期は、いまだ新安保法制法案が国会に提出されてもいなかった頃であったにもかかわらず、日米両国が、新安保法制法の成立を先取りした内容で合意してしまいました。その上、安倍総理は、「新々ガイドライン」の合意直後に渡米し、アメリカの上・下両院の合同会議において、新安保法制法の同年夏までの成立を約束をするという、日本国民の意思を完全に無視する非立憲主義的で非民主的なトンデもない暴挙に出たのであります。

最後に（第3に）、大多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁判事や元長官らから「憲法9条を改正しないままで集団的自衛権を認めることはできない」とする意見表明があり、国会での審議についても、大多数の国民が反対し、衆議院の憲法審査会においても、与・野党推せんの3名全ての憲法学者（長谷部恭男早大教授、小林節慶大名誉教授、笹田栄司早大教授）が、「新安保法制法案は憲法に違反している」との見解を表明したにもかかわらず、政府与党はそれを無視し、衆議院・参議院の両院において強行採決をし、無理矢理に新安保法制法案を通してしまったのです。

これらの安倍政権の対応は、民主主義を蔑ろにし、適正手続を蹂躪したものであるべきであり、到底許されることではありません。

4. まとめ（最後に）

以上のとおり、新安保法制法は、その内容において明白に憲法に違反するというべきであるばかりではなく、その制定過程並びに国会における審議手続という側面からみても、立憲主義と民主主義における適正手続に違反しており、日本の民主主義の歴史に大きな汚点を残したといえます。

安倍総理を含む各国务大臣、並びに、憲法違反の新安保法制法の成立に手を貸した政府与党の国会議員らは、国民から信託された国政における厳粛なる受託義務（憲法前文）と憲法尊重擁護義務（憲法99条）に違反し、違憲・違法な立法行為に力担したものとして厳しく批判されるべきであるといえます。

以上